

磐田市歴史文書館

平成21年11月1日

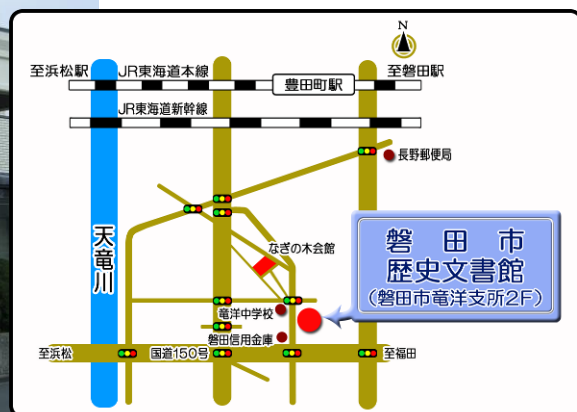
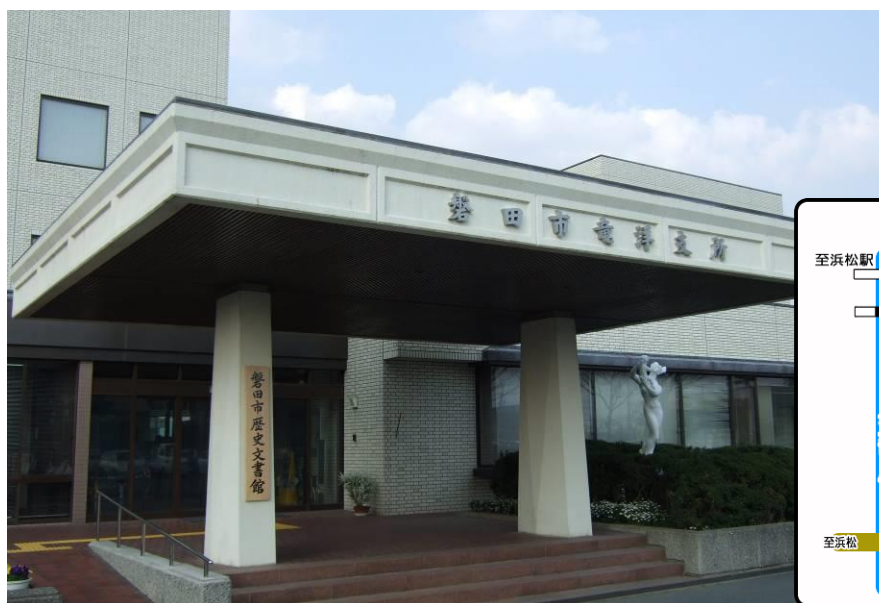
もんじょかん

文書館だより



第2号

磐田市教育委員会文化財課歴史文書館



磐田市歴史文書館は、地域の先人たちが残した資料を集め、整理して将来に引き継ぐ仕事をしています。本年4月1日でようやく1年を経過したばかりですが、私たちの住んでいる地域のことをもっと知りたい、調べてみたいと思われる方は、どうぞ当館をご利用ください。

資料閲覧とコピーについて

閲覧室の図書等（静岡県史・市町村史及び地域史資料など）は自由にご覧いただけます。古文書・歴史的公文書などは「利用許可申請書」に記入してスタッフにお渡し下さい。資料の閲覧・コピーには制限もあります。コピーは、複写枚数を記入し著作権の範囲内でご利用下さい。

あなたの興味をお手伝い(レファレンス)

歴史文書館は、古文書などの資料を基に、歴史に関する疑問解決のヒントを提供できる場所でもあります。新築や納屋の片付けなどで古い文書が出てきたら、ご先祖の生活が見えてくるかもしれません。お気軽にご利用下さい。

〒438-0292 静岡県磐田市岡 729-1 磐田市竜洋支所2階
Tel 0538-66-9112 Fax 0538-66-9722 土日・祝日・年末年始は休館
E-mail chiikishi@city.iwata.lg.jp 開館時間 9:00～17:00

平成 21 年 7 月 1 日に

「^{こうぶんしょ}公文書等の管理に関する法律」

（公文書管理法）

が公布されました

6 月 24 日、『公文書等の管理に関する法律』（公文書管理法）が成立しました。バラバラだった国の省庁の公文書の取り扱いを一元化し、国立公文書館の機能を強化して、文書の発生から歴史資料になるまでの流れを法律で定めるものです。公文書の管理は「究極の行政改革」とも「民主主義のインフラ」とも言われています。

さて、磐田市歴史文書館は、『公文書館法』に基づき設置された公文書館です。公文書館の役割として、その第 4 条に「歴史資料として重要な公文書等を**保存**し、**閲覧**に供するとともに、これに関連する**調査研究**を行うことを目的とする施設」と謳われています。

今回公布された法律では、このうち、保存に対しての文書管理を統一的行うのが目的です。対象は国及び独立行政法人の行政公文書ですが、公布から 2 年後の施行時まで、同法第 34 条で「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」という努力義務が課せられています。今後、次第に条例化に向け、文書管理の方法、手順など細かい施策を考えていかなければならない状況となってきます。

現在、日本の公文書館は全国約 1860 ある自治体で 60 館に満たない数です（当館は 52 番目）。因みに都道府県では、47 のうち 30 館が設置されています。静岡県では「公文書館法」に基づく公文書館は、磐田市のみで他県に比べると非常に遅れています。まだまだ公文書に対する意識がいかに浅いかが良くわかります。

歴史公文書等とは？

今回の法律では、『公文書館法』などで今まで「歴史資料として重要な公文書等」と表現してきたものを「**歴史公文書等**」に読み替えています。歴史公文書等とは、行政機関で昭和 20 年までに作成された文書や作成されてから 30 年以上経過したものなど、いわゆる古文書とされる文書もこの中に含まれています。（江戸時代の庄屋などが持っていた文書は村を統括する行政機関と同等に扱われることから、市内の歴史を知る史料として重要になります）

江戸時代の古文書がウチにあるんだけど、どうしたらいいの？

みなさんのお宅に、古くから残っている古文書はありませんか？ボロボロでさわると、どんどん破れていく、めんどうだから捨てちゃって思っていないませんか？

もし、そんな古い文書があるようでしたら、一度ご相談ください。磐田市を知る歴史の史料になるかもしれません。もし、重要な古文書（歴史公文書等）である場合は、寄贈いただいたり、写真を撮らせていただいたりなど、歴史資料として活用させていただきます。

第4回企画展

戦国時代の磐田

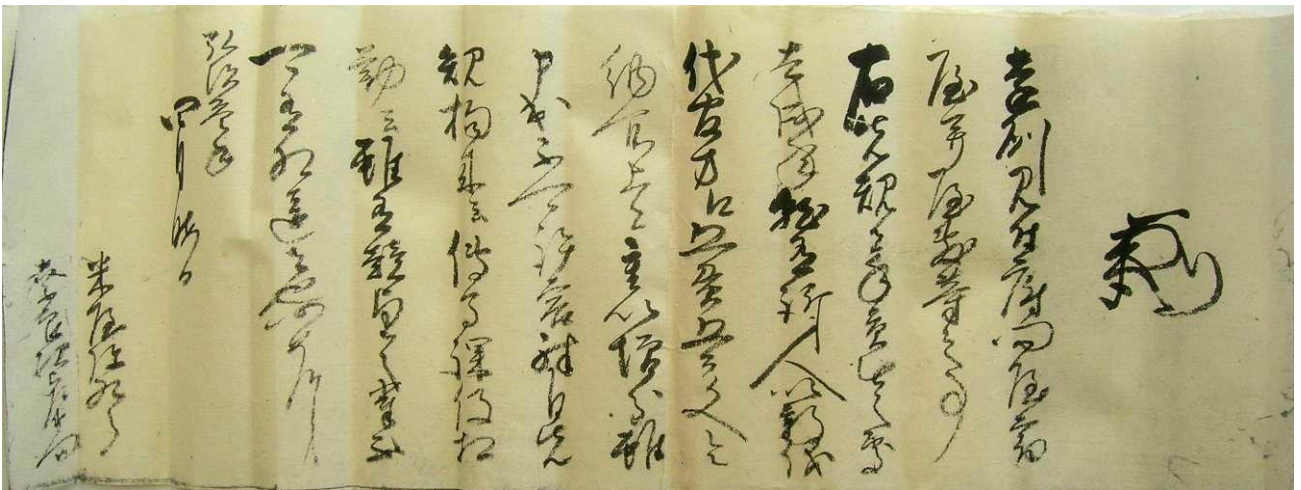
～今川・武田・徳川の攻防～

開催中！！

平成22年2月26日（金）までの間、「戦国時代の磐田」と題し、企画展を開催しています。「戦国ブーム」と言われる昨今、老若男女問わず、戦国時代に憧れをもち、城郭巡りや合戦跡巡り、果ては戦国武将の墓を訪れるなどさまざまなスタイルで、各人、戦国時代を満喫しているようです。

そのような現象をとらえ、当館では史実のもと、遠江の戦国時代をわかりやすく解説しようと企画しました。一般に、遠江国の場合、斯波、今川、武田、徳川が交互に奪い合い、さらに国人たちが争うという、わかりにくい国と言われています。

当館で所蔵の「今川家文書」のうち、今川義元判物、今川氏真朱印状などの史料をもとに、磐田の戦国時代をとらえてみました。ぜひ、企画展をご覧ください。



今川義元判物(成瀬家文書・当館蔵)

弘治3（1557）年4月、今川義元が米屋弥九郎、奈良二郎左衛門に対して、見付宿内の取りまとめ役として、町人の商売を許可する権限を与えた書状。

※判物(はんもつ)＝花押のある文書

戦国時代とは？

一般には、応仁の乱（1467年）から室町幕府の消滅（1573年）までを指しています。本企画展では、このうち、その終末を徳川氏が武田氏を破り、遠江全域を収める1581年としています。

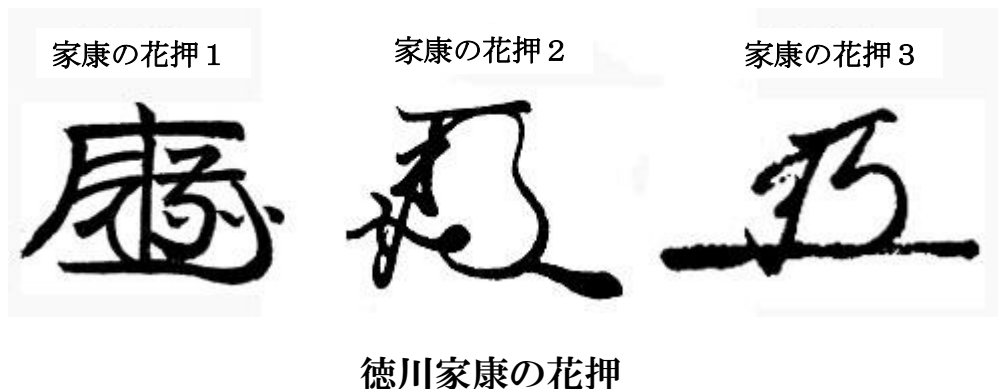
戦国大名・今川義元の評価は良くないが・・・？

今川義元は公家のようにお齒黒を付け、貴族趣味。幼い頃には、仏門に入っていたため、武芸・武勇はなかったと評されています。勝者は敗者の人物像を悪く言うのも世の常。実際は、政治・軍事に手腕を見せた人物であり、『今川仮名目録』の追加法を制定したり、商業を保護したり、家臣団の結束強化を図ったりするなど自国の内政や家臣団に力を注いでいたことは、古文書から窺うことができます。

古文書にみる「花押」ってなに？

「花押(かおう)」とは、現代でいうと「サイン」のことです。『この内容でよろしければ、ここにサインをお願いします。』のサインです。その人物しか書けない印で、氏名の組合せや、記号化して表現します。自分の出した文書であることの証明、その文書の内容を保証し、責任の所在を明らかにするために、後世の印章と同じように用いられたものです。上記の「今川義元判物」の文頭に、見えるのが花押です。

下に示したのは家康の花押です。中央の花押(花押2)は、今川義元の配下であった頃のため、義元の花押をまねています。花押も細かくみていくと面白いものです。企画展では、義元の花押を年代ごとに図で表していますのでご覧ください。



磐田が生んだ戦国武将

匂坂長能と匂坂一族

戦国時代に活躍し、磐田で生まれた武将は誰？と問われれば、「匂坂長能」をはじめとするきざさか匂坂一族と答えるでしょう。

匂坂家ながよし11代長能は今川氏輝・義元・氏真に仕え、永禄9(1566)年に亡くなっています。匂坂家の名を高めたのは、長能の子、吉政で、姉川の合戦(1570年)で活躍しました。この頃の匂坂家は徳川軍に属しています。姉川の合戦では、5尺3寸(約175cm)の太刀を振り回し戦っていた敵方・朝倉氏の勇将・まがら真柄十郎左衛門直隆を討ち取ったといわれています。匂坂一族の墓所は現在、市内匂坂上地内にあります。

